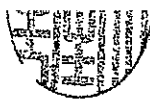


寒害に伴う野菜等の被害防止に向けた
技術指導の徹底について

(農林水産省)



22生産第335号

平成22年4月13日

北海道農政部長

農林水産省 生産局生産流通振興課長

寒害に伴う野菜等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

気象庁発表の異常天候早期警戒情報では、4月14日～23日の期間北海道、東北、北陸、関東甲信、東海、近畿、中国、四国地域において平均気温よりかなり低い確率が30%以上と見込まれている。現在、一部の地域では低温及び日照不足による生育に遅れが発生しており、今後の生育への影響が懸念されている。

こうした状況から、「平成22年農業技術の基本指針について」（平成22年3月4日公表）を踏まえつつ、下記の事項に十分留意の上、農作物の被害の抑制と生育の回復等のため適切な対応が行われるよう、貴道に対し、技術指導の徹底を図られたい。

記

○ 野菜

1. 寒害対策

- (1) 発芽又は定植後の幼苗期は不織布などの被覆資材などのべたがけ等により地温の上昇等を図る。
- (2) 加温設備のあるハウス施設等では、暖房機の不着火等による低温障害がないよう暖房機具の保守・点検・補修を行う。
- (3) ハウスやトンネルなどの保温施設では、保温効率を高めるためハウスバンドの緩み、ビニールの破損や隙間などがないよう確認し、必要があれば補修等対策を講じて密閉度を高める。寒さが厳しい場合はカーテンや多層被覆などにより更なる保温対策に努める。
- (4) 育苗については、外気温が低い時期には施設内が多湿となり、病害が発生する場合があるため、晴天日に短時間換気するなど低温障害に留意しながら換気を行う。
- (5) 土壌が乾燥しているなど灌水の必要がある場合には、日中の温度が高い時間帯に行い、適湿を保つようにする。
- (6) 病害が発生した場合には、速やかに防除を実施する。